

西原町社会福祉協議会福足サービス事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近隣に家族などがなく、移動及び公共交通機関の利用が困難な方が健康維持に努め、閉じこもり等にならないように住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れることを目的とする。

(事業運営)

第2条 事業の運営主体は社会福祉法人西原町社会福祉協議会が行い、地域自治会と協力して事業を推進するものとする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は町内に居住し見守り世帯であって、身近に外出時の付き添いできる身内がいなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

また、公的機関が行うサービスを受けている方でも、申請提出後の審査により移動困難者と認められた場合は、対象者の範囲とする。

- (1) 介護保険・障害福祉サービスなど公的機関が行う移動に関する支援サービスなどを受けられない障害者及び高齢者などの生活困窮者
- (2) 障害福祉サービスなど公的機関が行うサービス移動に関する支援サービスなどを受けられない難病者などの生活困窮者

(利用登録申請)

第4条 サービスを利用する者は利用登録申請書(様式第1号)により社協会長に申請しなければならない。

2 利用登録申請は年度ごとに行うものとする。

(利用決定)

第5条 社協会長は前条の登録申請があったときは速やかに必要事項を調査確認の上、利用の可否を決定し、利用可否通知書(様式第2号・2-1号)により申請者に通知するものとする。

(利用の目的)

第6条 利用目的は次の各号のいずれかに該当する内容とする。

- (1) 病気治療のための通院及び入退院
- (2) 福祉施設への入退所
- (3) 公共機関での諸手続き
- (4) 公共団体・福祉関係団体等が催す事業・会議等への参加

(利用回数)

第7条 利用できる回数は週1回までとする。

(運行範囲)

第8条 運行の範囲は西原町を含む隣接する範囲とし、中城村、与那原町、浦添市、宜野湾市、南風原町、那覇市（首里の範囲）とする。

(運行日時・時間)

第9条 運行の実施は月曜日から金曜日までとし、午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、利用の病院や公共機関が開業しており、かつ協力員が活動可能な場合はその限りではない。

(利用の予約)

第10条 利用したい日の7日前までに、西原町社会福祉協議会へ連絡し予約を行う。予約場所は1回につき1カ所とし、移送の途中で別の場所への送迎は行わないものとする。利用を希望する日に協力員と調整が見つからない場合は、社協へ連絡し指示を仰ぐものとする。

(利用者の付き添い)

第11条 利用者本人の身体の状態や認知症等において、特に介助が必要な場合は、本人の身内及び申請された機関の担当職員が付き添いを行うものとする。但し、利用者本人が公的サービス（ヘルパー等）を利用できる場合は、福足サービスと併用して付き添いを行えるものとする。

(利用の取り消し及び変更)

第12条 利用の取り消し又は変更するときは、速やかにその旨を社協担当職員に報告しなければならない。

(利用の中止)

第13条 会長は前条に定めるもののほか、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは利用を中止することができる（様式第3号）

- (1) 利用目的に違反したとき
- (2) 運転手に対して暴言暴力等安全運転上支障をきたすような行為をしたとき
- (3) その他会長が不適當と認めたとき

(利用料)

第14条 利用料は無料とする。ただし有料道路及び有料駐車場の利用料は利用者負担とする。

(利用者の遵守事項)

第 15 条 利用者は利用中に事故あるいはこれに起因する損害を被った場合、本会が加入している保険適用を受けることその他、本会に対して損害賠償の請求を行わないこと。

(台帳の整備)

第 16 条 会長は事業の利用者及び協力員の状況を明確にするため、利用者台帳（様式第 4 号）及び運転協力員台帳（様式第 5 号）を整備するものとする。

(運転協力員)

第 17 条 運転協力員は、地域の協力員として募るものとする。

- 2 運転協力員として登録する者は、社協が催す安全運転講習会を受講すること。
- 3 社協の保険（送迎サービス補償、福祉サービス総合補償）何れかの加入を行うため、運転協力員台帳（様式第 5 号）に登録すること。この場合の保険料は社協が負担とする。
- 4 運転協力員は、福足サービス事業活動報告書（様式第 6 号）を社協へ提出することにより交通費等の支払を受けることが出来る。
- 5 送迎に使用する車輛は、運転協力員の自家用車とし、任意保険に加入していることを条件とする。

(財源)

第 18 条 本事業の運営費は、社協会費及び赤い羽根共同募金等の財源で運営しているため、利用を希望する者は、社協会員への加入をする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。